

軽減制度について

平成28年 4 月 1 日現在の国民健康保険加入世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の前年の合算所得により判定します。（所得未申告者がいる場合は、軽減対象になりません）

平成28年 4 月 2 日以降に加入した世帯や世帯主の変更などがあったときは、その時点の加入者の前年の合算所得により判定します。

※青色専従者給与額又は事業専従者控除額は、その事業主の所得として判定します。

※土地等の収用等による譲渡所得については、特別控除前の額で判定します。

※65歳以上の方の公的年金等の所得は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

《軽減割合について》

軽減割合は、下記表の判定基準に従って 7 割・5 割・2 割となり、軽減額は医療分、支援金分、介護分それぞれの均等割額・平等割額の 7・5・2 割の額が軽減されます。申請等の手続きは必要ありません。



軽 減 判 定 基 準 額	軽 減 割 合
33万円以下の場合	7 割
(加入者数＋特定同一世帯所属者数) ×26万5千円＋33万円以下の場合	5 割
(加入者数＋特定同一世帯所属者数) ×48万円＋33万円以下の場合	2 割

特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度に移行したため国保の被保険者資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一世帯に属している方（平成24年度までは、5 年を経過するまでの間に限られていましたが、平成25年度から恒久化されました。）

《非自発的失業者への軽減制度》

倒産や解雇などの非自発的理由により失業された方に対し、軽減制度が設けられています。

この制度は、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者の方について、前年の給与所得を100分の30とみなして算定するものです。この軽減を受けるためには、本庁、各総合窓口センターの国民健康保険の窓口で届出が必要です。届出の際には、雇用保険受給資格者証と印鑑をお持ちください。

減免制度について

次の①～③のいずれかに該当する場合で、納期限の延長や猶予を行っても、なお担税力がないと認められると一時的な救済措置として減免される場合があります。

なお、申請する方は、納期限までに申請書等を提出してください。

①震災、風水害、火災等の災害により加入世帯の所有する財産に多大な損失を被った場合

②生活困窮のため公私の扶助を受けている又はこれに準ずると認められる場合

③失業、疾病、負傷等やむを得ない事情により、所得が皆無又は著しく減少し、生計の維持が困難な場合

税務相談



国保税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに国民健康保険税を滞納すると、一旦医療費を全額自己負担しなければならない場合（被保険者資格証明書の交付）があります。

納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談にお越しください。

国保税の納付は口座振替で

口座振替にすると、金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年以降も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。

お申し込みは、①国保税の納付書、②預金通帳、③通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関（市内の金融機関は全て指定済）で手続きをしてください。

◎お問い合わせ先

国民健康保険税の課税、納付に関すること

税務課市税係（課税） ☎62-1116

税務課収納係（収納） ☎62-1115

国民健康保険に関すること

市民課国保年金係（本庁） ☎62-1118

合川総合窓口センター ☎78-2112

森吉総合窓口センター ☎72-3115

前田出張所 ☎75-2111

阿仁総合窓口センター ☎82-2112

大阿仁出張所 ☎84-2311

国保 みんなで支え合い健康いきいき

国民健康保険は、万が一の病気やけがなどに備えて、加入者がお互いに協力して掛金（国民健康保険税）を出し合い、病気やけがをしたときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国民健康保険税は、制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源ですので、納期限内に納めましょう。



納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主に国民健康保険税が課せられます。（納税通知書及び納付書は世帯主に交付します）

納付方法

納付の方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）と特別徴収（年金からの天引き）の 2 通りあります。

普通徴収の場合は、7 月に郵送する納付書により、近くの金融機関や市役所（本庁舎、分庁舎及び各総合窓口センター、出張所）の会計窓口で納めていただきます。口座振替の手続きをされている方は、各納期限の日に届出の口座から自動的に引き落としになります。

平成28年度分より北秋田市内の郵便局及び東北 6 県のゆうちょ銀行又は郵便局での納付が可能になります。（ただし、納期限内に限ります）

《普通徴収の納期》

第 1 期＝ 7 月末	第 4 期＝10月末	第 7 期＝ 1 月末
第 2 期＝ 8 月末	第 5 期＝11月末	第 8 期＝ 2 月末
第 3 期＝ 9 月末	第 6 期＝12月25日	

《特別徴収月》

4 月・6 月・8 月・10月・12月・2 月

《特別徴収の対象となる方》

次の条件を全て満たしている方です。

○賦課期日（4 月 1 日）に納税義務者（世帯主）が国民健康保険の被保険者であること

○国民健康保険の被保険者が、全員65歳以上75歳未満であること

○納税義務者の特別徴収となる年金受給額が年額18 万円以上であること

○納税義務者の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の 2 分の 1 以下であること

※特別徴収初年度の方については、開始が10月からとなるため、第 1 期（7 月末）、第 2 期（8 月末）、第 3 期（9 月末）分は普通徴収になります。

特別徴収から口座振替による普通徴収への納付方法の変更は可能です。要件がありますので詳細はお問い合わせください。

平成28年度の 4 月・6 月・8 月の仮徴収額は、平成28年 2 月の年金天引き額と同額です。仮徴収は、7 月に決定する年税額にかかわらず天引きされ、差額分がある場合はその後調整されます。

税率等と算定方式

国民健康保険の重要な財源である国民健康保険税は、下記表①～③項目の 3 方式で算定し、1 年間の税額が決まります。国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援金等分（以下「支援金分」という）と介護分（40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ）を合算したものが課税されます。本年度の税率等は次の表のとおりです。

区 分	①所得割	②均等割 〈1 人あたり〉	③平等割			課税限度額
			特定世帯以外	特定世帯	特定継続世帯	
医 療 分	7.5%	20,000円	20,000円	10,000円	15,000円	54万円
支援金分	1.7%	2,000円	2,000円	1,000円	1,500円	19万円
介 護 分	2.0%	6,000円	5,000円	5,000円	5,000円	16万円

所得割…各加入者の前年の所得から33万円を差し引いた後の額に税率を適用して計算

均等割…加入者数に応じて計算 / 平等割…1 世帯あたりに掛かる額

課税限度額…世帯に課税される年税額の上限

特定世帯…国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した方がいる世帯のうち、国民健康保険の被保険者が 1 人だけの世帯（5 年間限定）

特定継続世帯…特定世帯に該当して 5 年経過後、さらに 3 年間の軽減期間が延長された世帯

